

日医受第1700号

令和2年8月24日

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

渡辺弘司

母体保護法に係る疑義について（照会）

母体保護法第14条第1項第2号において、暴行若しくは脅迫によって妊娠したものについては、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができることとされているが、強姦性交の加害者の同意を求める趣旨ではないと解してよいのか。

子母発0828第2号

令和2年8月28日

公益社団法人 日本医師会 母子保健担当理事 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

母体保護法に係る疑義について（回答）

令和2年8月24日付けで貴会母子保健担当理事から照会の標記の件については、貴見のとおりである。